

# 諸外国の憲法における動物保護規定

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 山岡 規雄

## 目 次

はじめに

### I 諸外国の憲法の動物保護規定の概観

- 1 2000年まで
- 2 今世紀以降

### II ドイツ基本法における動物保護規定

- 1 改正経緯
- 2 動物保護規定の解釈

### III イタリア憲法における動物保護規定

- 1 改正経緯
- 2 第9条の意義

おわりに

翻訳：諸外国の憲法等における動物保護に関する規定

キーワード：動物保護、動物福祉、憲法、憲法改正

## 要 旨

1970年代には、動物保護を憲法レベルで規定する国はわずかであったが、1980年代末頃から、新憲法で動物保護に関する規定を設ける国が幾つか見られるようになった。2000年代以降は、憲法で動物保護を規定する国の数は徐々に増加しつつある。

本稿では、こうした動物保護に関する世界の憲法の流れを概観し、2000年代に入ってから憲法改正を行った国として、ドイツ及びイタリアの事例を取り上げ、制定経緯及び規定の解釈等について解説する。

末尾に、2000年以降、憲法改正等で設けられた動物保護に関する憲法の規定及び欧州連合運営条約の規定の翻訳を付す。

## はじめに

動物に関する認知行動学の進展により、動物は、かつて考えられていたよりも人間に近い存在であることが明らかになり、近年においては、動物や動物と人間の関係に対する学問的関心が高まっている<sup>(1)</sup>。法の分野も例外ではなく、近年、動物の権利といった問題がよく論じられるようになってきている<sup>(2)</sup>。本稿は、こうした動向を踏まえ、諸外国の憲法の動物保護規定を概観し（Ⅰ）、2000年以降の憲法改正で、動物保護を規定するようになった国として、ドイツ（Ⅱ）とイタリア（Ⅲ）を取り上げ、改正の経緯及び規定の解釈等を解説する。末尾には、2000年以降、憲法改正等で設けられた動物保護に関する憲法（又は欧州連合の条約）の規定（イタリアの場合には、憲法を改正した憲法的法律の関連条項）の翻訳を付す。

## I 諸外国の憲法の動物保護規定の概観

### 1 2000年まで

諸外国の憲法のうち、動物を権利主体とすることまで規定するものは見られないが、動物の保護を国の目標等として規定する憲法が幾つかある。早い時期では、1950年に制定されたインド憲法が、第48条において、牛の屠殺（とさつ）禁止のための国の施策義務を規定していた。その後、インド憲法には、1976年の改正により、野生動物（wild life）の保護に関する国の義務（第48A条）及び野生動物を保護し、生物（creatures）に対して思いやり（compassion）を持つ国民の義務（第51A条）の規定が追加された<sup>(3)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年5月19日である。

(1) Anne Peters et al., "The animal turn: what is it and why now?" 2014.4.14. Verfassungsblog website <<https://verfassungsblog.de/the-animal-turn-what-is-it-and-why-now/>>

(2) 例えば、次に所収の諸論考を参照。「小特集 動物と法—基礎法学からの考察—」『法律時報』88巻3号、2016.3, pp.54-80; 「特集『動物の権利』論の展開」長谷川晃ほか編集『法の理論39』成文堂、2021, pp.1-67.

(3) 本稿では、種としての動物の保護ではなく、個々の動物の保護を目的とする規定を扱うこととしたため、「野生動物の保護」の規定は、本稿でいう動物保護規定から外れる可能性がある。種としての動物の保護を定める憲法規定の例としては、中華人民共和国憲法第9条（貴重な動植物の保護）、スロヴァキア共和国憲法第44条（野生動物の特定種の保護）を挙げることができる。

欧州で早い時期から動物保護の規定を設けていた国としては、スイスを挙げるができる。スイスでは、1893年の憲法改正で、血を抜く前に麻酔を用いずに動物を屠殺することを例外なく禁止する規定（1874年憲法第25条の2）が憲法に追加されたが、この憲法改正は動物保護を目的としたものというよりは、反ユダヤ主義的な動機に基づくものであったとされる<sup>(4)</sup>。同条の規定は、1973年の憲法改正により一般的な動物保護の規定に置き換えられた<sup>(5)</sup>。また、1992年の憲法改正により、連邦が、動物、植物及びその他の有機体の生殖物質及び遺伝物質の取扱いについて法令を制定する際に、「被造物の尊厳（Würde der Kreatur / intégrité des organismes vivants / dignità della creatura）」<sup>(6)</sup>を考慮する旨の規定が追加された<sup>(7)</sup>。スイスは、1999年に新憲法を制定したが、その際、前者（一般的な動物保護の規定）は第80条として、後者（遺伝子工学における「被造物の尊厳」の尊重）は第120条として、それぞれ取り入れられた。

その他、新憲法制定に伴い動物保護規定を設けた例としては、ブラジルの新憲法（1988年）、スロヴェニアの新憲法（1991年）を挙げるができる<sup>(8)</sup>。なお、スウェーデンでは、1991年に表現の自由に関する基本法<sup>(9)</sup>が制定され、動物に対する暴力を描写する映像作品に対する法規制に関する規定（第3章第11条）が設けられた。

## 2 今世紀以降

2000年代以降は、諸外国において、動物保護の規定を憲法レベルで定める国が更に増加した。2002年にドイツ、2007年にルクセンブルクで憲法改正が行われた。特に重要であったのは、2009年に発効した欧州連合運営条約で動物保護が規定され、動物が「感覚を持つ存在（sentient

(4) ユダヤ教では、事前の麻酔を行わず、鋭利な刃物で頸（けい）動脈を一気に切り落とすシェヒターと呼ばれる屠殺方法がとられるが、1893年の憲法改正が禁止対象として想定していたのは、この行為であったとされる。種山洋子「19世紀後半スイスにおけるユダヤ教の屠殺方法・シェヒターの禁止—動物保護協会の活動と会員の社会構成を中心に—」『ヨーロッパ研究』12号、2013.1, pp.23-44; Giovanni Biaggini, *BV Kommentar: Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, 2., überarbeitete und erweiterte Aufl., Zürich: Orell Füssli, 2017, S.738.

(5) なお、この憲法改正の際に、シェヒターの禁止に関する規定は経過規定に移され、後に法律レベルで規定されることとなった（旧動物保護法第20条）。その後、シェヒター等を経た食肉の輸入を許可する法改正が行われた。1999年の現行憲法の制定後も、輸入も含めシェヒターを経た食肉の流通に反対する国民発案（憲法改正）が提起されたことがあったが、署名収集の段階で頓挫（とんざ）し、国民投票には至らなかった。

(6) スイスの公用語である3つの言語で原語を示した。特にフランス語の「organismes vivants」は「生物」と訳す方が適切であると考えられるが、ドイツ語（Kreatur）及びイタリア語（creatura）は、宗教色を帯びた語感を有していることから、「被造物」という訳語を選択した。この規定においてキリスト教の価値が喚起されていると評価する文献として、次を参照。Jessica Eisen, “Animals in the constitutional state,” *International Journal of Constitutional Law*, 15(4), 2017, p.914. なお、スイス憲法の前文は、神への呼びかけ（「全能の神の名において！」）から始まっている。その他、上記の文献は、インド憲法第48条における牛の屠殺禁止と、2014年のエジプト憲法第45条における「動物に対する思いやりのある扱い」（後述）について、それぞれヒンドゥー教、イスラム教の価値観の表れであると評価している。

(7) 1874年憲法第24条の10。ただし、スイスの連邦裁判所は、同条が規定する分野（遺伝子工学）以外であっても、被造物の尊厳は考慮に入れるべき価値であると判示している。BGE 135 II 384, 391 E. 3.3 und 401 f., E. 4.6.1; BGE 135 II 405, 413 ff. E. 4.3.4. 本稿では、II及びIIIで取り上げるドイツ及びイタリアを除き、考察の範囲を憲法規定の文面に絞り、原則としてその解釈について検討してはいるが、この例に見られるように、裁判所による解釈も重要であることには留意すべきである。ブラジル連邦共和国憲法第225条第1項VIIは、人権としての環境権の保障のための国の任務として動物の保護を挙げ、残酷な取扱いの禁止を定めているが、連邦最高裁判所は、環境権とは直接関係のない事件（例えば、闘鶏やvaquejadaと呼ばれる牛追いの行事）についても、この規定を適用して裁判を行っているという。ibid., p.915.

(8) ブラジル連邦共和国憲法第225条、スロヴェニア共和国憲法第72条。

(9) スウェーデンの憲法は、統治法、王位継承法、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法の4つの基本法によって構成される（統治法第1章第3条）。

beings)」であることが明記され、欧州連合の農業等の政策の策定・実施に当たり、動物福祉の尊重が加盟国に義務付けられたことである（第13条）。同条約は、各国の法や慣習等への配慮を規定しているが、加盟国の国内法に優位する欧州連合の条約で動物保護が規定されることにより、多くの国に影響を与えることとなった。

その後、2013年にはオーストリアで新たな憲法法律<sup>(10)</sup>が制定された。2014年にはエジプトで新憲法が制定され、「動物に対する思いやりのある扱い（الرفق بالحيوان）」を保障する国の義務が規定された（第45条）。2020年にはロシア、2022年にはイタリアで憲法改正が行われた。

その他、前述の1で憲法改正の事例を紹介したスイスにおいては、近年でも、動物保護に関する国民発案（憲法改正）が多く提起されているが、憲法改正に至った事例はない。2016年には、飼育のコストの観点から牛や山羊の角を切り落とす行為が動物福祉に反するとして、これを制限する国民発案が連邦参事会（連邦政府）に提出され、2018年の国民投票の結果、投票の54.7%の反対により否決された。また、2019年には、動物実験の全面的な禁止を求める国民発案が連邦参事会に提出され、これについても、2022年の国民投票の結果、投票の79.1%の反対により否決された。

## II ドイツ基本法における動物保護規定

### 1 改正経緯

改正前のドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）第20a条は、「自然的生命基盤（natürliche Lebensgrundlagen）」、すなわち、自然環境の保護に関する国家目標の規定として、1994年の基本法改正により追加されたものであった<sup>(11)</sup>。この規定は、1990年のドイツ統一を契機として基本法の在り方を検討する機関として、1991年に連邦議会及び連邦参議院によって設置された合同憲法委員会の検討結果に基づき追加された。同委員会では動物保護規定の追加についても検討されていたが<sup>(12)</sup>、この点については、1994年の基本法改正では実現しなかった<sup>(13)</sup>。

その後も動物保護を国家目標とする基本法改正案が連邦議会に提出されたものの、いずれも成立するには至らなかった<sup>(14)</sup>。しかし、2002年1月の連邦憲法裁判所の判決<sup>(15)</sup>を契機として、動物保護に関する基本法改正に向けての動きが加速することとなった<sup>(16)</sup>。この判決は、特定

(10) オーストリア憲法は、複数の法源から構成される。憲法の中核を成すのは、連邦憲法（Bundes-Verfassungsgesetz）であるが、その他、多くの憲法法律（Verfassungsgesetz）、通常法律中の憲法規定、憲法と同位の条約などで構成される。高田敏「5 オーストリア連邦（抄）」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018、pp.111-112。

(11) デイートリッヒ・ムルスヴィーク（岡田俊幸訳）「3-3 国家目標としての環境保護」ドイツ憲法判例研究会編『人間・科学技術・環境一日共同研究シンポジウム』信山社出版、1999、p.261。

(12) 合同憲法委員会が連邦議会に提出した報告書において、同委員会内での議論の内容が報告されている。*Bericht der Gemeinsamen Verfassungskommission*, BT-Drucksache 12/6000, S.68-71。

(13) 岡田俊幸「統一ドイツにおける「動物保護」の国家目標規定をめぐる議論」古川治ほか『伝統と創造—古川治教授退官記念論文集—』人文書院、2000、pp.171-181。

(14) 岡田俊幸・大坂恵里「第6章 環境を守るための法制度—欧米の事例から—」小林弘明・岡本喜裕編著『東アジアの経済発展と環境』日本経済評論社、2005、pp.209-211。

(15) 2002年1月15日判決（BVerfGE 104, 337）

(16) Rupert Scholtz, „Art. 20a,“ Roman Herzog et al., Hrsg., *Grundgesetz: Kommentar*, München: C.H. Beck, 2002, S.46. その他、改正の経緯の詳細については、次を参照。渡邊齊志「ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規定の導入—」『外国の立法』214号、2002.11、pp.177-184。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000522\\_po\\_21406.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000522_po_21406.pdf?contentNo=1)>

の宗教共同体に対し麻酔を用いない屠殺を例外的に許容する動物保護法<sup>(17)</sup>第4a条の規定をイスラム教の宗教共同体についても適用することを認めるものであった。

このように、連邦憲法裁判所の判決自体は、従前の法の適用に大きな変更をもたらすものではなかったにもかかわらず、これを契機として、麻酔を用いない屠殺に対するドイツの世論の反対が高まり、それまで動物保護を基本法に明記することに反対していたキリスト教民主同盟／社会同盟も、こうした世論の圧力に抗しきれず、自然的生命基盤の保護に加えて動物保護を国家目標とする基本法第20a条の改正に賛成することとなり、連邦議会の圧倒的多数の賛成により改正案が可決された<sup>(18)</sup>。

## 2 動物保護規定の解釈

基本法における動物保護の明記の効果の1つとしては、法律で制限することができると明記されている基本権に加え、そのような法律の留保のない基本権、例えば、宗教の自由、良心の自由、芸術の自由、学問の自由といった基本権についても、動物保護を理由とする制限が可能となったことを指摘することができる<sup>(19)</sup>。とはいえ、動物の保護がこれらの基本権保障との関係で常に優位するわけではないことは、2002年の基本法改正後の裁判例が示すところである。例えば、連邦行政裁判所は、2006年11月の判決において、宗教上の理由に基づく場合には、麻酔を用いずに屠殺することは許容されるという判断を示した<sup>(20)</sup>。また、連邦憲法裁判所は、2004年3月の判決において、身体の完全性に対する権利の保障の観点から、危険な犬から身体を防護することは動物保護という目的に優先すると判断した<sup>(21)</sup>。また、学説においては、学問の自由との関係で動物保護が制約されることはあり得るとする見解が有力である<sup>(22)</sup>。

その他、改正後の第20a条に言及した重要な裁判例としては、動物保護・家畜飼育令<sup>(23)</sup>の制定過程において、動物保護委員会（Tierschutzkommission）<sup>(24)</sup>の関与が十分でなかったと判断した連邦憲法裁判所の2010年10月の決定<sup>(25)</sup>を挙げることができる。この決定において、連

(17) Tierschutzgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 18. August 1986 (BGBl. I S. 1319). 1986年の改正を機に1972年の動物保護法の新法文（Neufassung, それまでの改正を溶け込ませた法文）が公布された。第4a条は、この時の改正により挿入された条文であり、適用対象として、麻酔を用いない屠殺によらずに得た肉の摂取を禁ずるユダヤ教の宗教共同体を主に想定していた。

(18) Kate M. Natrass, “... und die Tiere” constitutional protection for Germany's animals,” *Animal Law*, Vol.10, 2004, pp.301-302. 30名近いキリスト教民主同盟／社会同盟の議員が反対し、又は棄権した。その他、自由民主党の議員1名が反対し、社会民主党の議員1名が棄権した。Deutscher Bundestag: *Stenographischer Bericht*, 237. Sitzung, 2002.5.17, S.23672. <<https://dserver.bundestag.de/btp/14/14237.pdf#P.23669>>

(19) 岡田・大坂 前掲注(14), pp.214-215.

(20) 2006年11月23日判決（BVerwGE 127, 183）

(21) 2004年3月16日判決（BVerfGE 110, 141）。この事案では、ピットブルテリアなどの危険犬の国内への持込み・輸入を制限する危険犬持込み・輸入制限法（Hundeverbringungs- und -einfuhrbeschränkungsgesetz vom 12. April 2001（BGBl. I S. 530））の合憲性が争われた。

(22) Horst Dreier, Hrsg, *Grundgesetz: Kommentar*, Bd. 3, 3. Aufl., Tübingen: Mohr Siebeck, 2015, S.344; Johannes Caspar und Martin Geissen, „Das neue Staatsziel Tierschutz in Art. 20a GG,“ *Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht*, 21(8), 2002, S.915.

(23) Tierschutz-Nutztierhaltungsverordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. August 2006 (BGBl. I S. 2043)

(24) 連邦食料・農業省の諮問機関であり、動物保護団体の代表を含む12人の委員によって構成される。„Tierschutzkommission ist wichtiges Beratungsgremium beim BMEL,“ 2019.9.30. Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft website <<https://www.bmel.de/DE/ministerium/organisation/beiraete/tierschutzkommission.html>>

(25) 2010年10月12日決定（BVerfGE 127, 293）。この決定を紹介した文献として、次を参照。ドイツ憲法判例研究会「ドイツ憲法判例研究(169) 国家目標規定と動物保護委員会（審議会）意見聴取手続—産卵鶏飼育の命令違憲決定 [ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷 2010.10.12 決定] —」『自治研究』1095号, 2015.5, pp.143-150.

邦憲法裁判所は、動物保護法<sup>(26)</sup>に基づく法規命令等の制定の際に連邦省は動物保護委員会の意見を聴取しなければならないと定めた同法第16b条第1項第2文の規定は、基本法第20a条に規定する憲法上の任務の遂行に資するものであると述べ、この手続の不遵守は、基本法違反となるとの判断を示した<sup>(27)</sup>。

### Ⅲ イタリア憲法における動物保護規定

#### 1 改正経緯

イタリアでは、既に1990年代から動物保護を憲法に明記する憲法的法律案が国会に提出されていた<sup>(28)</sup>。憲法的法律 (legge costituzionale) とは、憲法と同等の効力を有する法律であり、イタリアにおいては、憲法改正も憲法的法律の制定という形式をとって行われる。憲法的法律は、3か月の期間を置いた上下各院のそれぞれ2回の議決により採択される (憲法第138条)。

2022年の憲法改正の直接的な契機は、2019年10月8日から2021年5月19日にかけて上院に提出された3つの憲法的法律案 (A.S.83, A.S.212, A.S.1203) であった<sup>(29)</sup>。これらの憲法的法律案は、環境保護及び動物保護を共に憲法に規定することを目的とした憲法改正案であった。動物保護について、第1の憲法的法律案 (A.S.83) は「共和国<sup>(30)</sup>は、…動物の尊重を促進する」と規定し、第2の憲法的法律案 (A.S.212) は「共和国は、動物を感覚を持つ存在 (esseri senzienti) として認め、並びにその行動学的性格と両立する生存に対する尊重を促進し、及び保障する」と規定し、第3の憲法的法律案 (A.S.1203) は「共和国は、…生物多様性及び動物を保護する」と規定していた。

これらの憲法的法律案は、その後に提出された4つの憲法的法律案と統合され、憲法第9条、第41条及び第117条を改正する3か条の憲法的法律案<sup>(31)</sup>として、2021年3月23日に上院の憲法問題委員会によって可決された。この憲法的法律案の第1条は、憲法第9条の改正を内容としており、文化・科学技術研究の振興、景観保護に関する現行の第1項及び第2項に加え、新たに「共和国は、将来世代の利益においても、環境及び生態系を保護し、生物多様性及び動

(26) Tierschutzgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 18. Mai 2006 (BGBl. I S. 1206, 1313)

(27) Hans D. Jarass und Martin Kment, *Grundgesetz für Bundesrepublik Deutschland: Kommentar*, 16. Aufl., C.H. Beck, 2020, S.604.

(28) A.C.4690 (XIII Legislatura) <[http://leg13.camera.it/\\_dati/leg13/lavori/stampati/pdf/4690.pdf](http://leg13.camera.it/_dati/leg13/lavori/stampati/pdf/4690.pdf)>

(29) A.S.83 (XVIII Legislatura) <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01067159.pdf>>; A.S.212 (XVIII Legislatura) <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01067380.pdf>>; A.S.1203 (XVIII Legislatura) <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01110908.pdf>>

(30) イタリア憲法では、国を表す語として、「国 (Stato)」のほかに「共和国 (Repubblica)」という言葉を用いることがある。イタリア憲法の解説書によると、「共和国 (Repubblica)」は、法的に組織された社会的団体としての広義の「国 (stato)」を指す場合に用いられているという。これに対し、「国 (stato)」は、特定の権利義務の主体としての国 (狭義の「国」) を指す場合に用いられるという。Livio Paladin, *Diritto costituzionale*, 3. ed., Padova: CEDAM, 1998, pp.11-12. 次も参照。Raffaele Bifulco, “Art. 5,” Raffaele Bifulco et al., a cura di, *Commentario alla Costituzione*, vol.1, Torino: UTET Giuridica, 2006, pp.138-139. 今回の憲法改正で追加された第9条第3項のうち、環境保護について規定する第1文の主語は、前2項の主語と同一であるため省略されているが、前2項同様、主語は「共和国 (Repubblica)」である。これに対し、同項第2文は、動物保護については「国 (Stato) の法律」で規定すると定めている。ただし、後掲注(34)のとおり、「国の法律」を意味する文脈で「共和国の法律」という表現を使う例もあり、イタリア法において統一的な使い分けがなされているものとは見受けられない。

(31) “Testo unificato adottato dalla Commissione per i disegni di legge n. 83, 212, 1203, 1532, 1627, 1632, 938,” Allegato a resoconto sommario seduta n.230 del 23 marzo 2021. <[https://www.senato.it/japp/bgt/showdoc/18/SommComm/0/01209892/index.html?part=doc\\_dc-allegato\\_a](https://www.senato.it/japp/bgt/showdoc/18/SommComm/0/01209892/index.html?part=doc_dc-allegato_a)>

物を保護する。」という第3項を追加するものであった。第2条は、私的な経済活動の自由に関する憲法第41条の改正を内容としており、当該自由の制限事由として健康及び環境を追加するものであった。第3条は、憲法第117条の改正を内容としており、同条に列挙された国の排他的な立法事項に動物保護を加えるものであった。

その後の委員会の議論を経て、この改正案は、2か条の憲法的法律案となり<sup>(32)</sup>、「共和国」が「動物を保護する」という内容の規定が削除され、動物保護に関する国の立法権限については、改正後の憲法第9条にまとめて規定することとなった<sup>(33)</sup>。この憲法的法律案は、2021年6月9日、上院の本会議で可決されたが、その際、特別憲章を有する州並びにトレント自治県及びボルツァーノ自治県に関する、いわゆる「保障条項 (clausola di salvaguardia)」が第3条として追加された。イタリアには20の州があり(憲法第131条)、そのうちの5州は、特別州と呼ばれ、憲法的法律の形式をとる特別憲章 (statuto speciale) により、特別な自治の権限が認められている(憲法第116条第1項)。特別州のうち、ドイツ語話者が多数居住するトレンティーノ・アルト・アディジェ州(南チロル州)は、トレント自治県及びボルツァーノ自治県によって構成されている(憲法第116条第2項)。「保障条項」は、改正後の憲法第9条第3項に規定する動物保護に関する国の立法が、特別憲章によってこれらの特別州及び自治県に付与された立法権限<sup>(34)</sup>を侵害することはないということを保障するために挿入された条項である<sup>(35)</sup>。

その後、この憲法的法律案は、2021年10月12日に下院で可決され、同年11月3日に再び上院で可決され、2022年2月8日に再び下院で可決された。憲法第138条によれば、各議院の2回目の採決において総議員の過半数で可決された場合であっても、賛成が3分の2の多数に満たないときは、国会議員等の要求に基づき国民投票を実施することができるとされているが、今回の憲法的法律案については、両議院とも2回目の採決において3分の2以上の多数で可決したため、国民投票を実施することなく憲法改正が成立した。

## 2 第9条の意義

改正された第9条は、その文言を見る限り、動物保護を国の目標にしたのではなく、単に動物保護に関する立法権限が国にあることを示したにすぎないと解釈する余地もあると考えられるが<sup>(36)</sup>、国が動物保護を促進すること等を定めた当初の3つの憲法的法律案を統合した結果

(32) 2021年3月30日に提出された憲法的法律案(A.S.2160)も統合された。この憲法的法律案は、環境保護のみを規定しており、動物保護の内容を含んでいなかった。

(33) 新聞報道によると、共和国が動物を保護するという規定が削除された背景として、右派政党の同盟(Lega)による反対論があったことが指摘されている。同党は、新たな憲法規定が畜産家、狩猟者等の活動の制限になることを懸念したという。“Animali e ambiente nella Costituzione, la Lega blocca il dl con 246mila emendamenti,” *Corriere della Sera*, 2022.4.20. <[https://www.corriere.it/animali/21\\_aprile\\_20/animali-ambiente-costituzione-lega-blocca-dl-246mila-emendamenti-00e6b606-a1f0-11eb-b3ed-ee5b64f415b7.shtml](https://www.corriere.it/animali/21_aprile_20/animali-ambiente-costituzione-lega-blocca-dl-246mila-emendamenti-00e6b606-a1f0-11eb-b3ed-ee5b64f415b7.shtml)>; “Animali e ambiente in Costituzione, (oggi) è una vittoria di tutti,” *Corriere della Sera*, 2022.2.10. <[https://www.corriere.it/animali/22\\_febbraio\\_10/animali-ambiente-costituzione-oggi-vittoria-tutti-ae24070c-898e-11ec-ab70-14f9e3dc0d34.shtml](https://www.corriere.it/animali/22_febbraio_10/animali-ambiente-costituzione-oggi-vittoria-tutti-ae24070c-898e-11ec-ab70-14f9e3dc0d34.shtml)> なお、後者の記事では、改正前の第9条に規定されていた景観の保護等に関する国家目標は都市開発等の妨げとはなっていないと指摘し、国家目標規定の存在による権利制限を懸念する反対論に対し批判的なコメントを行っている。

(34) 例えば、フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア特別憲章(1963年憲法的法律第1号)は、同州が、狩猟及び漁業に関する立法権を有すること(第4条第3号)、動物相の分野において、個別の必要に応じて、実施規定等の制定により、共和国の法律の規定に対し調整を行う権限を有することを規定している(第6条第3号)。

(35) “Modifiche agli articoli 9 e 41 della Costituzione in materia di tutela dell’ambiente,” (A.C. 3156-B), 2022.2.7, pp.19-22. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01331845.pdf>>

(36) 前述Ⅱで取り上げたドイツでも、1971年の基本法改正により、連邦と州の競合的立法事項を列挙する第74

としての案文であるという制定経緯<sup>(37)</sup>や改正後のイタリア国内の反応<sup>(38)</sup>等を参照する限り、単なる権限規定以上の意義を有し、動物保護に関する国の積極的な政策の根拠規定となり得ると理解するのが適当であると考えられる。

いずれにせよ、改正後間もないため、この規定の解釈については、まだ明確でない点も多い。したがって、今後の解釈実務（憲法裁判所の判決等）の展開を注視する必要があるであろう。

## おわりに

ドイツにおいては、動物保護という目的自体には賛意を示しつつも、これを基本法に国家目標として規定することに反対する意見もあった。①基本法で国家目標と位置付けたとしても、動物保護が他の憲法的価値に優位するとは限らず、期待した効果を得られなかったとして、国家目標規定化の推進派が失望する可能性があること、②国家目標規定を増やすと、基本権規定の拘束力が相対化されるなど、憲法の規範力を低下させるおそれがあることなどが、その論拠として挙げられた<sup>(39)</sup>。

動物保護に関する憲法規定には様々なタイプが考えられるが、憲法規定化した多くの国では、国家目標の規定等として規定する方法をとり、国民に対して動物保護を求める権利を付与したり、動物保護について国に対し特定の施策を義務付けるような方法はとっていないと考えられる。したがって、動物保護が憲法上に規定されたとしても、動物保護立法を行う議会には、広い裁量の余地が残されていると言える。

このような性格の憲法規定であるならば、上記のドイツにおける反対論の①でも述べたように、他の政策に優先する地位が与えられることを自動的に保障するものではなく、憲法の規定のみ存在し、具体的な効果を伴わないという事態もあり得る。したがって、効果的な動物保護政策の推進の成否は、最終的に、立法を行う議会、それを執行する行政の具体的な取組の在り方によるところが大きいと言えるであろう。

(やまおか のりお)

---

条に動物保護が追加されたため（第20号）、2002年以前にも文言上は「動物保護」が規定されていたことになる。ただし、ドイツ基本法の解釈としては、この規定から動物保護が憲法的地位を有することになったという結論を導くことは困難であるとされている。M・クレプファー（赤坂正浩訳）「IV-6 動物保護の憲法問題」ドイツ憲法判例研究会編『先端科学技術と人権—日独共同研究シンポジウム—』信山社出版、2005、p.345。

(37) 次の文献は、立法者は、欧州連合運営条約第13条の規定を確認する方向で、第9条第3項に独立の1文（動物保護に関する国の立法権に関する規定）を設けたと思われると評価している。Ylenia Guerra e Riccardo Mazza, “La proposta di modifica degli articoli 9 e 41 Cost.: una prima lettura,” *Forum di Quaderni Costituzionali Rassegna*, n.4, 2021, p.123. <<https://www.forumcostituzionale.it/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/11-Guerra-Mazza-FQC-4-2021.pdf>>

(38) “Tutela dell’ambiente in Costituzione, l’Oipa: “Proteggere gli animali è un segno di maturità e di coscienza giuridica,”” *La Repubblica*, 2022.2.8. <[https://www.repubblica.it/green-and-blue/2022/02/08/news/tutela\\_ambiente\\_costituzione\\_animali\\_oipa-337000515/](https://www.repubblica.it/green-and-blue/2022/02/08/news/tutela_ambiente_costituzione_animali_oipa-337000515/)>; “Gli animali e l’ambiente entrano a far parte della Costituzione, si guarda alle future generazioni: “Giornata storica per l’Italia,”” *La Stampa*, 2022.2.9. <[https://www.lastampa.it/la-zampa/altri-animali/2022/02/09/news/gli-animali\\_e\\_l\\_ambiente\\_entrano\\_a\\_far\\_parte\\_della\\_costituzione\\_si\\_guarda\\_alle\\_future\\_generazioni\\_giornata\\_storica\\_per\\_l\\_-2851530/](https://www.lastampa.it/la-zampa/altri-animali/2022/02/09/news/gli-animali_e_l_ambiente_entrano_a_far_parte_della_costituzione_si_guarda_alle_future_generazioni_giornata_storica_per_l_-2851530/)>

(39) クレプファー 前掲注(36), pp.361-364.



# 諸外国の憲法等における動物保護に関する規定

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 山岡 規雄訳

## 【目次】

<ドイツ>ドイツ連邦共和国基本法（第 20a 条）[2002 年改正]

<ルクセンブルク>憲法（第 11 条の 2）[2007 年改正]

<欧州連合>欧州連合の運営に関する条約（第 13 条）[2009 年発効]

<オーストリア>持続可能性、動物保護、包括的な環境保護、水及び食料の供給の確保並びに研究に関する連邦憲法法律（第 2 条）[2013 年制定]

<ロシア>ロシア連邦憲法（第 114 条（抄））[2020 年改正]

<イタリア>イタリア共和国憲法（第 9 条第 3 項）[2022 年改正]

2022 年 2 月 11 日の憲法的法律第 1 号「環境保護に関する憲法第 9 条及び第 41 条の改正」(第 3 条(抄))

※動物保護に関する規定が憲法に追加された年又は動物保護に関する規定を含む条約・憲法が制定された年の順に掲載した。

※ [ ] は訳者による補記である。また、原意を損なわない範囲で、原文にはない丸括弧を用いた箇所もある。

<ドイツ<sup>(1)</sup>>

## ドイツ連邦共和国基本法 Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland

### 第 20a 条

国は、将来世代に対する責任においても、憲法に適合した秩序の枠内で、立法により、並びに法律及び法の基準に従って執行権及び裁判により、自然的生命基盤及び動物を保護する。

<ルクセンブルク<sup>(2)</sup>>

## 憲法 Constitution

### 第 11 条の 2

国は、自然（特にその再生能力）の保護と現在及び将来の世代の要求の充足の間の持続的な

\* 各国の憲法又は欧州連合運営条約の出典は、脚注のとおりである。インターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 5 月 31 日である。

(1) Bundestag website <<https://www.bundestag.de/gg>>

(2) Journal officiel du Grand-Duché de Luxembourg website <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/recueil/constitution/20200519>>

均衡の確立に努め、人及び自然の環境の保護を保障する。

国は、動物の保護及び福祉を促進する。

<欧州連合<sup>(3)</sup>>

## 欧州連合の運営に関する条約 Treaty on the functioning of the European Union

### 第13条

連合及び加盟国は、連合の農業、漁業、運輸、域内市場、研究及び技術開発並びに宇宙に関する政策を策定し、並びに実施する際に、加盟国の法規又は行政規則及び慣習（特に宗教的な儀式、文化的な伝統及び地域の遺産に関連するもの）を尊重しつつ、動物が感覚を持つ存在であるため、動物福祉に関する要求に十全に配慮する。

<オーストリア<sup>(4)</sup>>

## 持続可能性、動物保護、包括的な環境保護、水及び食料の供給の確保 並びに研究に関する連邦憲法法律

Bundesverfassungsgesetz über die Nachhaltigkeit, den Tierschutz, den umfassenden Umweltschutz,  
die Sicherstellung der Wasser- und Lebensmittelversorgung und die Forschung

### 第2条

オーストリア共和国（連邦、州及び市町村）は、動物保護という立場を明確にする。

<ロシア<sup>(5)</sup>>

## ロシア連邦憲法 Конституция Российской Федерации

(3) Eur-lex website <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12012E/TXT:en:PDF>> 必要に応じて同サイトのフランス語版 <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12012E/TXT:fr:PDF>>、ドイツ語版 <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12012E/TXT:de:PDF>> を参照し、訳出した。

(4) Rechtsinformationssystem des Bundes website <<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=20008504>>

(5) Законодательство России website <<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?searchres=&x=40&y=14&bpas=cd00000&a3=102000488&a3type=1&a3value=%CA%EE%ED%F1%F2%E8%F2%F3%F6%E8%FF&a6=&a6type=1&a6value=&a15=&a15type=1&a15value=&a7type=1&a7from=&a7to=&a7date=&a8=&a8type=1&a1=&a0=&a16=&a16type=1&a16value=&a17=&a17type=1&a17value=&a4=&a4type=1&a4value=&a23=&a23type=1&a23value=&textpres=&sort=7>>

## 第114条

1. ロシア連邦政府は、次に掲げることを行う。

a) ~ e<sup>4</sup>) (略)

e<sup>5</sup>) 住民の好適な生活環境の創出、経済活動及びその他の活動が周囲の環境に及ぼす否定的な影響の低減、国の自然及び生物学上の独特な多様性の保存 [並びに] 動物に対する責任のある態度の社会における形成を目的とした施策を実施すること。

e<sup>6</sup>) ~ ж) (略)

2. (略)

\* 第114条第1項の号を表すアルファベットの「e」の右肩に付いている数字は、枝番号を表している。

<イタリア<sup>(6)</sup>>

## イタリア共和国憲法 Costituzione della Repubblica italiana

### 第9条

(第1項及び第2項 略)

共和国は、将来世代の利益においても、環境、生物多様性及び生態系を保護する。国の法律は、動物保護の方法及び形式を規律する。

### 2022年2月11日の憲法的法律第1号 「環境保護に関する憲法第9条及び第41条の改正」

Legge costituzionale 11 febbraio 2022, n. 1.

“Modifiche agli articoli 9 e 41 della Costituzione in materia di tutela dell’ambiente”

### 第3条

1. この憲法的法律第1条によって改正された憲法第9条に規定する動物保護の方法及び形式を規律する国の法律は、特別憲章を有する州並びにトレント自治県及びボルツァーノ自治県に対し、それぞれの憲章によってこれらの州及び自治県に付与された立法権限の範囲内で適用される。

(第2項 略)

(やまおか のりお)

(6) 憲法の出典：Presidenza del Consiglio dei ministri website <<https://www.governo.it/it/costituzione-italiana/principi-fondamentali/2839>>; 憲法的法律の出典：Gazzetta Ufficiale website <[https://www.gazzettaufficiale.it/do/gazzetta/serie\\_generale/3/pdfPaginato?dataPubblicazioneGazzetta=20220222&numeroGazzetta=44&tipoSerie=SG&tipoSupplemento=GU&numeroSupplemento=0&progressivo=0&numPagina=5&edizione=0&elenco30giorni=&home=>](https://www.gazzettaufficiale.it/do/gazzetta/serie_generale/3/pdfPaginato?dataPubblicazioneGazzetta=20220222&numeroGazzetta=44&tipoSerie=SG&tipoSupplemento=GU&numeroSupplemento=0&progressivo=0&numPagina=5&edizione=0&elenco30giorni=&home=>)>

